



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
弁護士 文永 智子
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
神田橋パークビルディング
【報告義務発生日】 平成19年1月25日
【提出日】 平成19年2月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 該当なし

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ドトールコーヒー
会社コード	9952
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都渋谷区神南一丁目10番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（コーポレーション））
氏名又は名称	ハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・マスター・ファンド・I・リミテッド (Harbinger Capital Partners Master Fund I, Ltd.)
住所又は本店所在地	アイルランド共和国ダブリン2、レッドモンズ・ヒル、ビショップ プス・スクエア3階、インターナショナル・ファンド・サービ ズ（アイルランド）・リミテッド気付 (c/o International Fund Services (Ireland) Limited, Third Floor, Bishop's Square, Redmond's Hill, Dublin 2, Ireland)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2002年10月29日
代表者氏名	ハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・オブショア・マネージャー・エル・エル・シー
代表者役職	インベストメント・マネージャー
事業内容	資産運用

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	1,431,650		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 1,431,650	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 1,431,650		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成19年1月25日現在)	Q 26,929,485
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	5.32%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	-

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成18年12月27日	株券	30,100	0.11%	市場内	取得	
平成19年1月5日	株券	6,200	0.02%	市場内	取得	
平成19年1月9日	株券	30,000	0.11%	市場内	取得	
平成19年1月10日	株券	33,000	0.12%	市場内	取得	
平成19年1月11日	株券	50,000	0.19%	市場内	取得	
平成19年1月12日	株券	66,700	0.25%	市場内	取得	
平成19年1月15日	株券	60,000	0.22%	市場内	取得	
平成19年1月16日	株券	16,700	0.06%	市場内	取得	
平成19年1月17日	株券	54,200	0.20%	市場内	取得	
平成19年1月18日	株券	75,000	0.28%	市場内	取得	
平成19年1月24日	株券	25,600	0.10%	市場内	取得	
平成19年1月25日	株券	99,900	0.37%	市場内	取得	

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	2,912,306
借入金額計(S) (千円)	0
その他金額計(T) (千円)	0
上記(T)の内訳	
取得資金合計(千円) (R+S+T)	2,912,306

②【借入金の内訳】 該当なし

③【借入先の名称等】 該当なし

POWER OF ATTORNEY

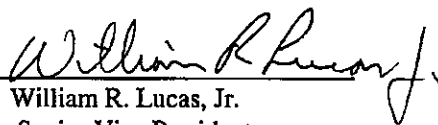
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Harbinger Capital Partners Master Fund I, Ltd. ("the Master Fund"), a corporation organized and existing under the laws of Cayman Islands and having its principal business office at c/o International Fund Services (Ireland) Limited, Third Floor, Bishop's Square, Redmond's Hill, Dublin 2, Ireland, does hereby constitute and appoint Tomoko Fuminaga, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of the Master Fund:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said Master Fund has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 17th day of January, 2007.

Harbinger Capital Partners Master Fund I, Ltd.

By: Harbinger Capital Partners Offshore Manager, L.L.C., its Investment Manager

By: 
Name: William R. Lucas, Jr.
Title: Senior Vice President

(訳文)

委任状

英領ケイマン諸島法に基づき設立され存続する法人（コーポレーション）であり、アイルランド共和国ダブリン2、レッドモンズ・ヒル、ビショップス・スクエア3階、インターナショナル・ファンド・サービシズ（アイルランド）・リミテッド気付に主たる事務所を置くハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・マスター・ファンド・I・リミテッド(Harbinger Capital Partners Master Fund I, Ltd.)（以下当法人という。）は、東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士文永智子氏を、当法人の適法な代理人として指名して定め、当法人を代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法（昭和23年法25）の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、当法人は、西暦2007年1月17日にここに署名した。

ハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・マスター・ファンド・I・リミテッド

インベストメント・マネジャー ハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・
オフショア・マネージャー・エルエルシー

(署名)

氏名：ウィリアム・アール・ルーカス・ジュニア
役職：シニア・バイス・プレジデント

上記正訳致しました。
弁護士 文永 智子

